2.2.10
850

一、昭和二年二月二日　福岡県知事

国旗掲揚ノ件

一　官庁大喪中[illegible]ノ件

当郡役所国旗等ニ在リテハ去ル一月二十日午後
七時頃ヨリ全部長郎ニ於テ[illegible]執行
スル為ニ同様セリ当[illegible]
適当ト認メ其ノ七分ニシテ[illegible]上手
十時頃帰宅セリ

記